

川南町防犯灯LED化整備事業

仕様書

令和3年9月

川南町まちづくり課

1 事業概要

(1) 事業名称

川南町防犯灯LED化整備事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業場所

本町内全域

(3) 契約方式

リース契約（付帯サービス付き）

契約年数 10年間

(4) 事業期間

LED防犯灯リース期間（期間中の維持管理及び修繕等を含む。）

目的物引渡しの日から10年間

(5) 対象基数

LED化対象（蛍光灯等）	605基
既設LED灯	105基
合計基数	710基
新規設置灯数（保守管理のみ）	150基

※対象は、本町所有分とする。

※合計基数は、令和3年7月末現在の数値である。

※新規設置灯数は、毎年度15基、10年間で150基を想定している。ただし、この150基分は、本事業にて新規設置工事を行うものではなく、本町が新規設置したLED防犯灯についての保守管理のみを対象とする。

2 事業内容

契約事業者（以下「契約者」という。）は、既設防犯灯の設置状況を踏まえ、自ら行った提案を基に本事業について、本町と合意した内容で契約を締結する。本事業の契約期間内において、照明の用に供するLED防犯灯設備等（以下「本設備」という。）を善良なる注意義務をもって、自らの費用負担により、以下の業務を行うものとする。

(1) 現地調査

① 既設防犯灯の位置を調査する。

所在地、引込柱、防犯灯の管理番号など設備管理上必要となる各種情報の調査

② 既設防犯灯の設備を調査する。

灯具の種類など、具体的な設備内容の調査

※既設防犯灯には、既設LED灯を含む。

(2) 電力契約の調査及び照合

- ① 電力会社との緊密な連携のもと、既設防犯灯に係る電力契約の調査・照合を行い、現地調査結果と突合する。
- ② 電力契約と既設防犯灯との数量を把握し、相違を整合する（防犯灯設備があつて電力契約のないもの、電力契約があつて防犯灯設備がないものを選別し、それらについて電力会社及び本町と緊密な協議を行い、両者の整合を図る。）。
- ③ 電力契約と既設LED防犯灯との契約容量を把握し、相違を整合する（既設LED防犯灯の消費電力と電力契約容量に相違があるものを選別し、それらについて電力会社及び本町と緊密な協議を行い、両者の整合を図る。）。

(3) 防犯灯管理台帳の作成及び工事報告データ納品

本事業の契約期間内において、本設備及び本町が新たに設置した防犯灯については、地図上で、防犯灯位置の把握が容易にできる防犯灯管理台帳を作成する。工事報告データ上で管理する必要項目は、以下のとおりとする。

- ① 位置情報（地区名、新・旧管理番号、九電引込柱番号、NTT柱番号）
- ② 設置年月日、設置場所、移設年月、現行設置場所
- ③ 設置概要（灯具仕様、柱形状、施工者名、設置開始年月日）
- ④ 電力契約情報（店所番号、契約名義、お客様番号、請求番号、契約電力、契約灯数、引込状況等）
- ⑤ 修繕及び移設等の記録（作業年月、修繕内容、移設情報、施工者名、契約電力等）
- ⑥ その他（見取り図、防犯灯写真）

(4) 本設備の設置計画並びに施工及び施工管理

- ① 関係行政機関の指導及び関係法令を遵守しつつ、LED化のメリットを最大限に享受できる計画を策定し、施工及び施工管理を実施する。
- ② 関係行政機関の指導及び関係法令を遵守しつつ、近隣住民や交通に配慮した計画を策定し、施工及び施工管理を実施する。
- ③ 関係行政機関の指導及び関係法令を遵守しつつ、作業者の安全に十分配慮した施工及び施工管理を実施する。

(5) 電力会社に申し込む電気使用申込書の作成及び申請

- ① LED化に伴う契約変更及び2-(2)-②及び③で把握した契約相違に係る新設又は減設に必要な電気使用申込書の作成及び申請を実施する。
- ② 九州電力等に係る手続を全て代行し、設置後、速やかに電力会社に申請する。

(6) 既設防犯灯設備の撤去、リサイクル及び廃棄処理

- ① 関係行政機関の指導及び関係法令を遵守しつつ、撤去工事の施工・施工管理を実施する。
- ② 撤去した設備（灯具本体、グローブ、防犯灯専用柱、根巻コンクリート等）については、環境保護の観点から再利用を原則とし、撤去品を項目ごとにそれぞれリサイクルの具体的な方法についても報告を行う。

※既設LED防犯灯については、撤去作業の対象外とする。

(7) 防犯灯管理プレートの設置

- ① 町名及び管理番号を表記した管理プレートを既設LED防犯灯も含む全ての防犯灯に設置する。
- ② 管理プレートの材質は、高分子系材料の場合は、紫外線などによる耐候性能について、JIS A 1415

(2013年)での試験をクリアしていること。また、金属系の場合は、錆の発生が無いこと。

- ③ 管理プレートの字は、経年による劣化が少なく、文字の視認が容易であること。
- ④ 管理銘板はステンレスバンドで地表2m前後の位置に取り付ける。
- ⑤ 管理プレートには下記が確認しやすいデザインとする。

ア 川南町

イ 管理番号

(8) 本設備の維持管理・保証（無償修繕等）

- ① 本町からの修繕依頼に基づき、本設備及び本事業着手後に本町が新たに設置した防犯灯の修繕を行う。
- ② 契約者は、本設備の修繕の実施結果及び本設備の維持管理状況を定期的に本町に報告する。本町は、維持管理が計画どおりでなく、又は不十分であると求められるときは、必要な措置を命ずる場合がある。

③ 費用負担

ア 契約者が負担する場合

- 1) 本設備の製品としての不具合による故障
- 2) 火災、落雷、破損、盗難、雪害、風害、いたずら、破壊行為、大雨・台風等による洪水、高潮、土砂崩れ等の水災、車両の接触・衝突によって生じた損害

イ 本町が負担する場合

- 1) 清掃、近隣樹木の伐採、除雪など、本町の依頼による作業員の責による損害
 - 2) 地震、噴火及びこれらに起因する津波による損害
 - 3) 戦争、暴動、変乱による損害
 - 4) その他上記ア以外で契約者の責によらない損害
- ④ 契約者は、本設備について、自己の負担で保険に加入することとする。ただし、加入する種類、内容は本町と協議のうえ定めるものとする。

(9) リース期間中の新設防犯灯及び配管等により取得した防犯灯の維持管理

- ① リース期間中、本町が新設した設備についても本事業で設置した防犯灯と同様に、維持管理登録の対象とする。
- ② 維持管理期間中に新設されたLED防犯灯にも管理プレートを設置する。

(10) リース終了後の対応

契約期間終了後における契約者の設置した本設備の所有権の帰属については、契約に基づき本町に無償で譲渡するものとする。

3 防犯灯の仕様について

- (1) 公益社団法人日本防犯設備協会の「優良防犯機器認定制度（RBS S）」認定品又は同等品以上の性能が証明できるものであること。
- (2) 光学性能について、公益社団法人日本防犯設備協会が定める「防犯灯の照度基準（SES E19 01-4）」におけるランクS以上を確保すること。
- (3) 灯具は、電気用品安全法に基づく基準に適合していること。

- (4) 灯具本体の素材は、ASA樹脂か、それと同等以上の性能を有する素材を使用していること。
- (5) LED光源及び電源装置の寿命は、60,000時間以上であること。
- (6) 防塵防水仕様はIP44以上を満たしていること。
- (7) 自動点滅器が内蔵されている灯具であること。
- (8) 電柱、防犯灯専用柱などに、既設の防犯灯と置き替えて設置できること。
- (9) ISO9001及びISO14001を取得している国内メーカーの製品であること。
- (10) 灯具の保証期間は、10年以上であること。
- (11) 灯具メーカーは、LED屋外照明灯具（防犯灯、道路灯、公園灯を指す。）の製造・販売の実績が10年以上あること。

4 事業実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行

- ① 契約者は、川南町防犯灯LED化整備事業実施要領（以下「実施要領」という。）、配布資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。
- ② 契約者は、本事業の履行で知りえた個人情報や機器の情報設定など、町の機密事項について、守秘義務を負う。
- ③ 契約者は、本町から提供する資料について、本事業の履行終了後においても、機密保持のために十分な体制・整備により厳重に管理し、紛失や盗難等による情報漏洩を確実に防止すること。
- ④ 業務遂行に当たって疑義が生じた場合は、本町と契約者の両方で誠意をもって協議することとする。

(2) 事業継続が困難になった場合における措置

- ① 契約者の責めに帰すべき事由により事業継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに本町に対して報告するものとする。この場合において、本町は契約者との契約を解除できるものとする。
- ② 契約者が倒産し、又は契約者の財務状況が著しく悪化し、契約に基づく事業の継続が困難と認められる場合には、本町は、契約者との契約を解除できるものとする。
- ③ 上記①又は②により契約を解除した場合は、契約者は本町に生じた損害を賠償しなければならない。
- ④ 契約者又は本町の責めに帰すことのできない事由により、事業の継続が困難になった場合は、契約者と本町は、事業継続の可否について協議する。

(3) 本町と契約者との責任分担

① 基本的な考え

ア 個々の機器の設置が完了した時点から使用を開始し、リース開始までに障害が発生した場合は、契約者の責において修復することとする。

イ リース提案を達成できないことによる損失は、原則として契約者が負担する。ただし、天災や経済状況・運営状況の大幅な変動等、契約者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、別途協議を行うものとする。

② 予測されるリスクと責任分担

本町と契約者の責任分担は、原則として、予測されるリスク分担表（以下「分担表」という。）によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

5 提案書作成における提示条件

- (1) リース及び付帯サービス契約を実施できること。
- (2) 契約者の資金により防犯灯のLED化改修を行い、毎年度のリース料及び付帯サービス料が定額であること。
- (3) 「3 防犯灯の仕様について」で定める仕様に応じた製品を使用すること。
- (4) LED灯具以外にサービスを実施する上で必要な設備（器具）についても対応すること。
- (5) 本町の計画に基づき工事を遂行できること。
- (6) 実施要領中「4 事業スケジュール」に示した「防犯灯LED化（灯具交換）」の日程で工事が未完となった場合、防犯灯LED化工事が完工するまで、電気料金の差額を契約者が負担すること。
- (7) 本町の承諾した維持管理計画に基づいて維持管理を行う。維持管理にかかる経費は原則として契約者が負担すること。
- (8) 新設される防犯灯についてもリース対象機器同様、契約終了後まで維持管理を行う。
- (9) 契約期間終了後の本設備の所有権の帰属について言及すること。
- (10) その他、提案の募集等の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

6 本事業選定の流れ

(1) 応募者の要件

本事業提案募集への応募者は、実施要領中「5 応募条件」で定める資格要件を満たす者とする。

(2) 応募資格要件の確認及び提案要請

本町は、本事業に対する提案募集への応募者の資格要件を確認し、条件を満たした応募者に対し、提案書の提出を文書で要請する。

(3) 最優秀提案者等の選定

選定委員会により提案内容を審査し、最優秀提案者を1者、優秀提案者を1者選定する。

(4) 詳細協議

最優秀提案者は、優先交渉権利者となり、電気料削減等の詳細判断、契約書を締結するまでの諸条件について、本町との詳細協議を進めるものとする。

(5) 契約者の選定

優先交渉権利者は、本町と協議を行い、協議が整えば各業務に関する契約を締結し、契約者となる。なお、契約までの費用については優先交渉権利者の負担とする。

7 契約に関する事項

(1) 契約の手順

本町と優先交渉権利者は、詳細協議の結果、双方が合意した場合に契約締結の為の процедуруを行う。

(2) 契約の時期

令和3年11月頃

(3) 契約の概要

募集要項、提案書に基づき、契約が成立した場合に締結するものであり、契約者が遂行すべき工事、運転及び維持管理に関する業務内容並びに支払方法等を定めるものとする。また、本町と契約者の役割と責及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項、確認方法及び確認時期等について明記するものとする。

8 配布資料

(1) 配布資料の内容

本事業提案要請書と併せて応募者に配布、供覧する資料は次のとおりとする。

- ① 既設防犯灯の概要
- ② 防犯灯維持管理費(電気料、設備費、修繕費)
- ③ 九州電力発行の電気料金集約内訳書
- ④ 町内防犯灯配置図

(2) 配布、供覧期間

令和3年9月17日(金)から令和3年10月12日(火)まで

(3) 配布、供覧場所

川南町まちづくり課

9 工事仕様

- (1) 契約後、工事計画を速やかに作成し、本町と事前に調整をすること。
- (2) 工事を行うにあたっては、町内電気工事業者を活用すること。
- (3) 取り外した灯具の取り扱いについては、本町が方法を指定した場合は、それに従うこと。
- (4) 工事に係る瑕疵については契約に基づき、契約者の責任とすること。
- (5) 安全管理に十分配慮すること。

10 工事計画

工事計画は、次の基準で作成すること。なお、具体的な工事計画については工事着手前に本町と協議すること。

① 工事の優先順位

- ア 既設の防犯灯で故障が発生した箇所
- イ 通学路及び通遠路の箇所
- ウ その他、本町が優先と判断した箇所

② 工事方法

設置する本設備については、本町の指定する方法、仕様等及び工事計画を遵守すること。

1 1 その他

- (1) 個々の機器の設置が完了した時点から使用の試行を開始する事とし、リース期間開始までに障害が発生した場合は、契約者の責において修復することとする。
- (2) リース期間終了後、本設備は本町の所有となることから、固定資産税は非課税とする。

以上

予測されるリスク分担表

	リスクの種類	リスクの内容	負担		
			本町	契約者	
共通	要領の誤り	募集要領の記載事項に重大な誤りのあるもの	○		
	提案の誤り	事業の提案が達成できない場合		○	
	第三者賠償	調査・工事による騒音・振動等による場合		○	
	安全性の確保	工事・維持管理における安全性の確保		○	
	環境の保全	工事・維持管理における環境の保全		○	
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	○	○	
	保険	維持管理期間のリスクを補償する保険		○	
	事業の中止・延期	本町の指示		○	
		周辺住民等の反対による事業の中止・延期		○	○
		施設建設に必要な許可等の遅延によるもの		○	○
契約者の事業放棄、破たんによるもの				○	
	本町の事業放棄によるもの		○		
計画・設計段階	不可抗力	天災などによる設計変更・中止・延期 (詳細は契約書による)	○	○	
	物価	急激なインフレ・デフレ(設計費に影響があるもの)	○	○	
	設計変更	本町の指示条件・指示の不備によるもの	○		
		契約者の指示・判断によるもの		○	
資金調達	必要な資金の確保に関すること		○		
工事段階	第三者賠償	工事における第三者への損害賠償義務		○	
	不可抗力	天災などによる設計変更(詳細は契約書による)	○	○	
	物価	急激なインフレ・デフレ(工事費に影響があるもの)	○	○	
	用地の確保	資材置場の確保		○	
	設計変更	本町の指示・判断によるもの		○	
		契約者の指示・判断によるもの			○
	工事遅延・完成	本町の責による工事遅延・未完工による引渡し遅延		○	
		契約者の責による工事遅延・未完工による引渡し遅延			○
	工事費増大	本町の指示、承認による工事費の増大		○	
		契約者の指示、判断によるもの			○
性能	要求仕様書不適合		○		
一般的改善	引渡し前に工事目的物に関して生じた損害			○	
	引渡し前に工事に起因して施設に生じた損害			○	
維持	計画変更	用途の変更等、本町の責による事業内容の変更	○		

		契約者が必要と考える計画変更		○
	立入許可	必要な施設の立入許可が下りない場合の事業未完遂	○	
維持管理関係	維持管理費の上昇	計画変更以外の要因による維持管理費の増大		○
	設備の損傷	本町の故意・過失又は施設に起因するもの	○	
		契約者の故意・過失に起因するもの		○
	施設損傷	契約者の故意・過失又は本設備に起因するもの		○
		不可抗力以外のその他の原因によるもの	○	○
	瑕疵担保	設備に関する隠れた瑕疵の担保責任		○
	不可抗力	火災・天災など不可抗力による本設備の損傷	○	○
	機器の不良	機器が所定の性能に達しない場合		○
光熱費単価	光熱費単価の変動	○		
保障関係	性能	使用不適合（施工不良含む）		○
		使用不適合による施設・本設備への損害、施設運営、業務への障害		○